



# 標茶町

発行 標茶町農業委員会  
編集 広報委員会

川上郡標茶町川上4丁目2番地  
電話 485-2111  
(内線171・172)  
FAX 485-4111

# 農業委員会だより



— 標茶町農業振興地域整備計画全体見直しに係る事前説明会の様子 —  
(5年に1度の見直しにあたり、役場中会議室にて変更箇所を確認しました。)

主な内容

新年度の活動に向けて (会長 佐藤徳市) .....	P. 2
会長職務代理者にあたり (会長職務代理者 森田享子) ...	P. 2
農地利用状況調査の実施について .....	P. 2
家族経営協定のすすめ .....	P. 3
農業者年金の6つのメリット .....	P. 4
編集後記 .....	P. 4



農業委員会総会は毎月 **25** 日に開催を予定しています

■ 許可申請書、農用地利用集積計画の申出、現況証明願書は、  
当月の10日までに農業委員会に提出してください。

新年度の活動に向けて



標茶町農業委員会  
会長  
佐藤 徳 市

町民の皆様には、日頃より農業委員会業務活動に対しご理解とご協力を頂いておりますこと心から感謝申し上げます。改選から10ヶ月ほど経過しましたが、各委員の適正な調査のもと総会に付議された案件を処理する事が出来ました。

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、研修会等もすべて中止となっております。停滞した経済活動の中、農業への影響も出て来ている所であり、感染予防の決め手となるワクチン接種が急がれ、コロナの終息を念う次第です。

農業委員会の業務は法令遵守が基本です。農地制度は農地を取り巻く状況に対応して、農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地ニーズへの対応、という基本的な考え方に基づいて整備されています。農地等の利用の最適化の推進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の必須事務となっております。

本町農業者の皆さんのニーズも多様化しており、このことを基本に公正、平等に業務を進めていきたいと思えます。また、農業委員会活動の一つに農

業者年金加入推進があります。例年2月を中心に各戸訪問してありますが、今年度はコロナ感染の為、実施できませんので、老後の生活、税金の節税の為に加入をお願いいたします。限らない本町農業発展の為、農地行政を中心に関係機関と協力し活動していきたいと思えます。今後とも農業委員会に対し町民皆様のご指導、ご協力の程をお願い申し上げます。

会長職務代理者にあたり



標茶町農業委員会  
会長職務代理者  
森 田 亨 子

男女共同参画社会の世相の流れに沿って、推薦され会長職務代理者を引き受ける事になりました。「女性農業委員の視点で」と期待されても、私としては、男性だから、女性だから、と考えた事はありません。しかし、女性陣には、先の広報で述べた「農業者年金」の加入や推進に力を入れたいと考えております。昔はお嫁さんは労働者。今は経営パートナーです。この考え方は60歳代前後が境目でしょうか。ここ数年は畜産クラスター事業等で、投資額も増えてきております。その返済で

経営を見直したときに、今一度、少しでも隙間を見つけて、是非「農業者年金」に加入してくださいね。

また、パートナーとして、土地の賃貸、売買のあっせんが行われる時は、是非、女性も参加して下さい。周りの状況がわかり、作業効率を充実させる為にも、土地の集積の考えが浮かぶかもしれません。

昨年はコロナ禍で、産業まつりが中止となりました。町や農協で「牛乳を食べよう」というコンセプトのもと、牛乳を使った製品を出すことができず残念な思いをしました。農業委員会事務局の女性スタッフと女性農業委員を中心に、農業委員会全員で「食育」に取り組みすることも大切な事だと思えます。

水やジュースでは、人は成長しません。牛乳は命を育みます。第一次産業は必要不可欠、無くてはならない誇り高い職業です。後継者が居ないから、ただヤメルで終わらず、自分達の生き証として、生活してきた土地を、血縁であろうが、他人様であろうが、次世代にその場で酪農を続ける形を取って欲しい。離れてしまえば、山坂の放牧地で足腰の強い牛を育てた場所が、その価値を失ってしまいます。土地を有効に使うためにも、一戸でも酪農家を減らさないためにも、是非、5年先、10年先を見据えて頂き、未来図を描いて下さい。

最後に、町の基幹産業である酪農を守る為、微力ですが、先輩の方々や事務局のご指導を受けながら今後も頑張ります。

農地利用状況調査の実施について

農業委員会の年間業務の一環である農地利用状況調査(農地パトロール)を令和2年10月12日から10月15日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施いたしました。

農業委員会では毎年、遊休農地の発生防止・解消のため、農地の利用の状況について調査・把握を行っています。特に贈与税、不動産取得税の納税猶予を受けている農地について重点的に調査を行い、適正に管理されていると確認をいたしました。



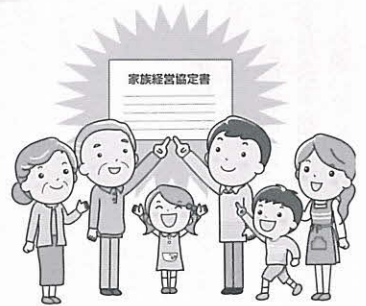
農地パトロールの様子

# 家族経営協定のすすめ

## 家族経営協定とは？

家族全員で話し合い、経営目標を明確にして、その実現に向けた具体的な取り組みを全員で共有し、実践していくためのものです。

魅力的な農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲・やりがいを持って経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。家族経営協定は、その環境をつくる手段の一つになります。標茶町ではこれまでに、45戸の家族が締結してきました。

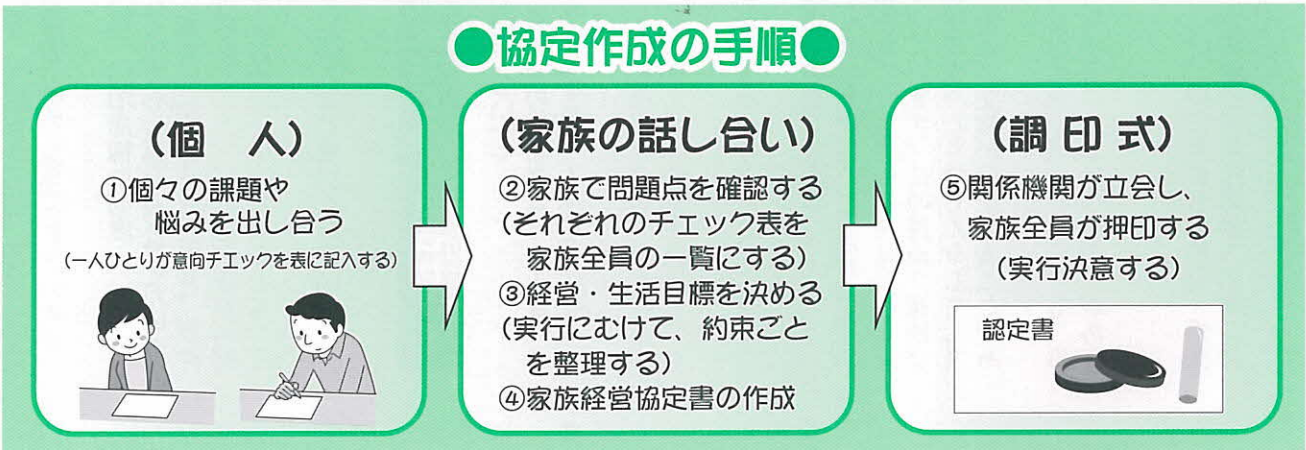


## 協定を結ぶと……

- ・ 家族の経営方針をみんなで共有できることで、経営意識が向上します
- ・ 家族一人ひとりが抱える不安や悩みを共有し、約束やルール・目標を作り、解決できるようになります。

☆ほかにこんなメリットがあります。☆

- ・ 認定農業者の共同申請  
農業経営改善計画を共同で申請できます。経営主だけでなく、家族も認定農業者になることができます。
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助  
青色申告をしている認定農業者と家族経営協定を締結している配偶者または後継者は、農業者年金に加入する際、保険料の国庫補助を受けることができます。
- ・ 農業次世代人材投資資金の活用  
新規就農による支援対策として、農業次世代人材投資資金を夫婦2人で受けることができます。年間最大で225万円が給付されます。ほか、経営主以外の方でも資金融資等の利用ができる場合があります。



## ○決めておくと良いポイント○

経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、労働時間・休日将来の経営移譲など…  
**何事もあいまいにせず具体的に決めましょう**

## 「かぞプロ」は『家族の話し合い』を大切にしています！

平成16年に標茶町農業振興会議のなかで家族経営協定推進プロジェクトチーム(かぞプロ)を設置しました。構成員は農業委員会・JA・町・普及センターです。「青い鳥=幸せを運ぶ鳥」をシンボルに、家族の話し合いを重視した家族経営協定の作成と実践をお手伝いします。



# 全国農業新聞

毎週金曜日発行 B3版8~10頁  
購読料：月700円[送料、税込み]

全国農業新聞は農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

「週刊」の時間を生かし、わかりやすくまとめています。

さらに全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局まで。

## 標茶町ニューホーム推進協議会の活動

農業委員会では、農業後継者のパートナーとの出会いの場を提供する「標茶町ニューホーム推進協議会」の事務局を担っています。標茶町農業協同組合と連携し町内や札幌での交流会、他の市町村と連携して行っている「北海道農業青年と関西女性との交流会」などの企画・運営を行っております。

幸せなカップルが誕生した時の喜びは非常に大きく、様々な課題を工夫しながらより良い催しにしていきたいと努力しています。

今後も交流会形式に拘らず、新たな企画を考え提供させていただきたいと思っております。ご要望などありましたらお気軽に農業委員会事務局にお寄せいただきますようお願い申し上げます。

## 農業者年金の6つのメリット

国民年金だけで老後の生活は大丈夫？夫婦2人の高齢農家の生活費は、月額約24万円必要と総務省の家計調査で推計されています。国民年金の年金額は、月額約13万円ですので、つまり、10万円程度不足ということになります。老後の備えは、ぜひ「農業者年金」で！

### ▼加入要件は3つだけ

20歳以上60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業に従事

### ▼少子高齢化に強い仕組み

加入者が自らの保険料を積み立てて運用され、毎年の運用収入によって年金額が決定されます。世代の人数の変化による影響を受けません。

### ▼保険料の設定は自由

保険料は月額2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に設定できます。経営の状況に合わせて減額したり増額したり計画的に積立額を増やせます。

### ▼終身年金で80歳まで保証

終身年金で生涯受給できます。仮に80歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった額が遺族に死亡一時金として支給されます。

### ▼税制面の優遇

保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。保険料をかけている

若い時も、受給する時も、万が一の死亡一時金も税制的に優遇されています。

### ▼保険料への国庫補助制度

子育て世代や就農間もない方には、国から保険料助成があります。要件は、39歳までの方、控除後の農業所得が900万円以下の方が対象となります。

ぜひご加入をご検討ください。

## 受給者の方へお知らせ

### 〈現況届について〉

農業者年金の受給者は年に1度(6月)、現況届を提出することになっていきます。提出しない場合年金の支給が停止することもありますので必ず提出してください。

各公民館で提出することもできます。

### 〈年金対象農地の扱い〉

誰かに農地を貸して「経営移譲年金」を受給されている方の農地は年金対象地となっています。この農地を適格でない相手に売ったり貸したりしてしまうと、年金の支給が停止することがあります。

また貸借期間が満了した場合も、再度適格な相手に貸し付ける必要があります。

詳しくは、農業委員会事務局・標茶町農業協同組合農業振興課へお問い合わせください。

## 編集後記

農業委員会だより、第83号となりました。昨年は、コロナ禍で戸別訪問、研修等が開催されず中止となり、農業委員としての活動が制限されました。その中でも感染予防に努めながら農業委員会総会、農地パトロール、現地調査など活動しました。

令和3年の年が明けて年賀状の文面に「いかがお過ごしでしょうか」と相手の事を気遣う言葉を、熱い想いと共に受け取りました。人に会えない、人と接することも出来ない。離れて暮らす家族や友人に手紙を書いてみる、電話をかけて声を聞くなど、今だからこそ大切にしていきたい人との繋がりがだと感じました。

今年(令和3年)は丑年です。

子年にまいた種が芽を出して成長する時期。農業をはじめ、明るい話題に恵まれる事を期待したいです。

(広報委員 舟山 珠代)

